

徳島県告示第五百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル板野店

板野郡板野町川端字島中須八番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となった届出に係る告示

令和七年徳島県告示第二百八十九号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

三 法第八条第一項の規定により板野町から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

来店経路について、県道徳島引田線と店舗北側を通る町道との交差点（以下「店舗北西交差点」という。）のみならず、店舗東側を通る町道を利用する藍住町方面からの来店についても考慮すること。

店舗北西交差点から直道交差点までの間の信号が連動していないため、この区間において更なる渋滞が懸念される。

店舗北西交差点から東方向への進行について、南方からの来場による進入しか考慮されていないため、徳島板野警察署板野庁舎前を起点とする町道を東進し、店舗北西交差点に合流する経路についても考慮すること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

店舗北側を通る町道の店舗北西交差点から店舗北東の住宅地付近までの区間について、北側部分に歩道を設けるよう努めること。

3 街並みづくり等への配慮等

夜間における車からの照明が近隣住民に対し光害とならないよう、対応について検討すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び板野町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年十一月七日から同年十二月七日まで